

[平成 29 年 9 月盛岡市議会定例会]
[提 出 発 議 案]

平成 29 年 9 月 29 日提出

発議案第 5 号 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書について
(内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、
参議院議長)

発議案第 6 号 まちの活性化対策特別委員会の設置について

発議案第 7 号 生活支援対策特別委員会の設置について

発議案第 8 号 教育環境対策特別委員会の設置について

発議案第 9 号 交通対策特別委員会の設置について

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第5号

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書
について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成29年9月29日

提出者	盛岡市議会議員	遠 藤 政 幸
〃	〃	中 村 亨
〃	〃	鈴 木 礼 子
〃	〃	村 上 貢 一
〃	〃	伊 達 康 子
〃	〃	守 谷 祐 志

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、市民の安全・安心で豊かな暮らしを支えるとともに、災害時には「命の道」として機能するなど、市民生活になくてはならない重要な社会資本です。

しかしながら、地方の道路整備はいまだにおくれており、本市においても道路ネットワークの形成や交通渋滞の解消、通学路・生活道路の安全対策の推進が求められ、道路施設の老朽化、防災・震災対策も大きな課題となっています。

また、盛岡広域圏では、高度な都市機能を有する盛岡市を中心に、連携中枢都市圏形成の取り組みを進めており、圏域の豊富な地域資源をつなぎ、新たな価値や魅力を創出することで、求心力を高め地方創生をなし遂げようと総力を挙げて取り組んでいます。このためにも、強固な道路網の構築が重要となっています。

このような状況において、時限措置である「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、財特法）の規定による補助率等のかさ上げが、平成29年度で終了することになれば、地方負担の増加により事業執行に重大な支障をもたらすこととなります。

よって、国においては、財特法の補助率等のかさ上げについて、平成30年度以降も継続するとともに、地方創生を果たすために必要な道路整備の推進が図られるよう、拡充・見直し等の措置を講じるなど、必要な道路関係予算を確保するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年9月29日

盛岡市議会

発議案第 6 号

まちの活性化対策特別委員会の設置について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 29 年 9 月 29 日

提出者	盛岡市議会議員	竹	田	浩	久
賛成者	盛岡市議会議員	中	村	貢	亨
"	"	上	野	孝之助	
"	"	中	櫻	裕	子
"	"	宮	川	寿	夫
"	"	鈴	木	一	也
"	"	神	部	伸	蔵
"	"	藤	澤	由	幸
"	"	遠	藤	政	子
"	"	伊	達	康	治
"	"	庄	子	春	祐
			谷	守	志

盛岡市議会議長 天沼久純様

まちの活性化対策特別委員会の設置について

- 1 本議会にまちの活性化対策特別委員会を設置し、10人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、まちの活性化対策特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、まちの活性化対策に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 まちの活性化対策特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

発議案第7号

生活支援対策特別委員会の設置について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成29年9月29日

提出者	盛岡市議会議員	竹	田	浩	久
賛成者	盛岡市議会議員	中	村	亨	亨
"	"	上	村	一	助
"	"	野	中	貢	孝之
"	"	櫻	櫻	裕	子
"	"	宮	川	寿	寿夫
"	"	鈴	木	一	也
"	"	神	部	伸	蔵
"	"	藤	澤	由	幸
"	"	遠	藤	政	子
"	"	伊	達	康	治
"	"	庄	子	春	祐
			谷	守	志

盛岡市議会議長 天沼久純様

生活支援対策特別委員会の設置について

- 1 本議会に生活支援対策特別委員会を設置し、10人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、生活支援対策特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、生活支援対策に關し必要な事項の調査を付託する。
- 3 生活支援対策特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

発議案第8号

教育環境対策特別委員会の設置について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成29年9月29日

提出者	盛岡市議会議員	竹	田	浩	久
賛成者	盛岡市議会議員	中	村	亨	亨
"	"	上	野	貢	一
"	"	中	野	孝之	助
"	"	櫻	川	裕	子
"	"	宮	木	寿	夫
"	"	鈴	部	也	也
"	"	神	澤	藏	藏
"	"	藤	藤	幸	幸
"	"	遠	達	子	子
"	"	伊	庄	春	治
"	"	守	谷	祐	志

盛岡市議会議長 天沼久純様

教育環境対策特別委員会の設置について

- 1 本議会に教育環境対策特別委員会を設置し、9人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、教育環境対策特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、教育環境対策に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 教育環境対策特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

発議案第9号

交通対策特別委員会の設置について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成29年9月29日

提出者	盛岡市議会議員	竹	田	浩	久
賛成者	盛岡市議会議員	中	村	亨	亨
"	"	上	村	貢	一
"	"	野	中	孝之助	
"	"	櫻	上	裕	
"	"	宮	野	子	
"	"	鈴	川	寿	
"	"	神	木	夫	
"	"	藤	部	也	
"	"	遠	澤	蔵	
"	"	伊	藤	幸	
"	"	庄	達	子	
"	"		谷	春	
				祐	治
					志

盛岡市議会議長 天沼久純様

交通対策特別委員会の設置について

- 1 本議会に交通対策特別委員会を設置し、9人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、交通対策特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、交通対策に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 交通対策特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

〔 平成 29 年 9 月盛岡市議会定例会
提 出 発 議 案 〕

平成 29 年 9 月 29 日提出

発議案第 10 号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 衆議院議長, 参議院議長)

発議案第 11 号 私学助成の充実を求める意見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 財務大臣, 文部科学大臣, 衆議院議長,
参議院議長, 岩手県知事)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第 10 号

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 29 年 9 月 29 日

提出者	盛岡市議会議員	後藤百合子
賛成者	盛岡市議会議員	伊勢志穂一
"	"	工藤健一
"	"	上村貢
"	"	中原孝之
"	"	野中助
"	"	桜谷裕子
"	"	池田友直
"	"	中野直
"	"	庄子春治
"	"	中村亨
"	"	守谷治一
		谷祐志

盛岡市議会議長 天沼久純様

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

核兵器禁止条約を交渉する国連会議は、7月7日、国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で核兵器禁止条約を採択し、人類史上初めて「核兵器のない世界」への歴史的一步を踏み出しました。

核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく指摘し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らし、その違法性を明確に述べています。さらに、「核兵器使用の被害者（HIBAKUSHA）及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意し」と、広島と長崎の被爆者に言及し、核兵器廃絶の必要性を明確にしました。

第1条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、締約国に核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務づけ、さらに「使用、使用の威嚇」などを禁止しています。

第4条では、核兵器保有国や核の傘のもとにいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みを明確にし、核兵器保有国が条約に参加する道をつくりました。

しかし、この会議に、唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器保有国と歩調を合わせて参加しませんでした。

よって、国においては、核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、条約締結の先頭に立って速やかに署名し、国会での承認を経て条約を批准するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年9月29日

盛岡市議会

発議案第 11 号

私学助成の充実を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 29 年 9 月 29 日

盛岡市議會議長 天沼久純様

私学助成の充実を求める意見書

私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校が厳しい経営環境にあること、生徒1人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことなどが、私学の施設・設備などの教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。また、保護者の学費負担が家計を大きく圧迫しているのが現状です。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費を初めとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成をさらに充実するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年9月29日

盛岡市議会